

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2018年度版 建築工事共通仕様書 改訂概要

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直			
5 鉄筋工事	5.3	5.3.3	継手及び定着	d(4) 圧接施工計画書には施工者自らの責任において行う品質管理及び受入検査の実施計画を含むことを追記。 d(5) 施工者が受入検査を代行させる場合、鉄筋継手部検査技術者が所属し、圧接専門業者と独立している検査会社を選定し、係員の承諾を受けることを追記。 d(6)、(7) 施工者が専門業者の作成した施工要領書を確認することを追記。 d(8) 加熱用燃料ガスにアセチレンガス以外のものを使用する場合は、日本鉄筋継手協会発行の各鉄筋継手工事標準仕様書によることを追記。
		5.6.2	品質管理・検査 5.6.2.1 図 (a)	自動ガス圧接技量資格種別を実態に合わせ、4種に集約。 加熱用燃料ガスにアセチレンガス以外のものを使用した場合の合格判定基準値を追記。 その他、用語の統一による表現の見直し
7 鉄骨工事	7.1	7.1.2	一般事項	(一社) 全国鐵工工業協会を、(株) 全国鉄骨評価機構へ改訂。
	7.2	7.2.1	鋼材	JIS 改正 (統廃合) にともない、鋼材の断面形状及び寸法の規格に適合するものの中から、以下の規格を削除。 JIS B 1221 (構造用切削両ねじアンカーボルトセット)
		7.2.6	溶接材料	JIS 改正にともない、規格名称を改訂。
	7.4	7.4.8	スタッド溶接	用語を訂正。
	7.5	7.5.6	締付け後の検査	用語を訂正。
	7.11	7.11.3	耐火材吹付け	用語を訂正。
8 ブロック・ALC等パネル工事	8.1	8.1.3	運搬および取扱い	c 保管方法の追記
9 防水工事			共通	漢字、送り仮名の表記方法を統一、誤字の訂正
	9.1	9.1.1	適用範囲	改質アスファルトシート防水の (トーチ工法) を削除 ケイ酸質系塗布防水を追記
		9.1.2	一般事項	表記を統一 ※以下の項目でも同様
	9.2	9.2.1	9.2.1.1 表	アスファルトルーフィング類の名称を JIS 規格の表記に統一
		9.2.2.1 表 ～9.2.2.4 表		注にアスファルトルーフィング類の厚さ・工法の記述を追記
		9.2.3	工法	h(1) 養生シートを絶縁シートに改訂 h(4) としてコンクリートの調合を追記 h(6) 平ラス 2号を平ラス F500 に改訂 i(4) に伸縮目地の品質について追記 i に 9.2.3.1 表を追記
	9.3	9.3.2	9.3.2.2 表	仕様番号 KAS-10 を KASI-10 に訂正
	9.4	9.4.1	材料	(4) 伸縮目地材の内容を 9.2.3i に記載したため文書を改訂 ※旧 9.4.1.1 表も 9.2.3.1 表としたため抹消 (5) 保護コンクリートの内容を 9.2.3h に記載したため文書を改訂
		9.4.3	工法	h(2) 保護層の施工 (屋内保護密着工法の場合) を削除
	9.5	9.5.1	材料	JIS 規格にあわせて名称を改訂
		9.5.2	種別	JIS 規格にあわせて名称を改訂
		9.5.2.1 表		注 3 の文書を修正 (誤字の訂正、及び国際単位の変更による改訂)
		9.5.3	工法	b 丸面を 45° の面取りに改訂 e V 形を U 形に改訂
	9.6	9.6.1	材料	a ポリマーセメント系塗布防水協議会が刊行している「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工マニュアル」を (一社) 日本建築学会が刊行している「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針 (案)・同解説」に改訂
		9.6.3	工法	a 丸面を 45° の面取りに改訂

全般		• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直		
	9.7	ケイ酸質系塗布防水	ケイ酸質系塗布防水を追記	
	9.8	シーリング	シーリングの項目番号を改訂	
	9.8.2	9.8.2.1 表	凡例に HM：高モジュラスを追記	
10	石工事		文字の調整のみで改訂はありません	
11	タイル工事	11.7	11.7.1 セメントモルタルによるタイル張り 11.7.2 11.7.2.1 表 11.7.2.2 表 11.7.2 壁タイル張り	セメントモルタルによるタイル張りを 11.7.1.1 とした 有機系接着剤によるタイル張りを 11.7.1.2 とした 11.7.2.1 表をセメントモルタルによるタイル張り工法についてのみの表とした 11.7.2.2 表を有機系接着剤によるタイル張り工法と張付け材料の使用量を 11.7.2.2 表として追記 施工時の環境について c、d、e を追記 11.7.2.1 a に張付けモルタルを 2 層に分けて塗付けることを追記 11.7.2.6 a に接着剤は JIS によることを追記 11.7.2.6.1 表を差替えた 11.7.2.6 c に一回に取り出し混合する量を一回の塗布量とすることを追記 11.7.2.6 f として張付け時の要領を追記 11.7.2.7 g(3) の張付け時の要領を見直した 11.7.2.8 a としてプレキャストコンクリート板は適用外であることを明確にした 11.7.2.8 d(5) として有機系接着剤張りの場合を追記
14	金属工事	14.3	表面処理及び防せい処理 14.3.1 表の A 種最小板厚の変更	
	14.8	14.8.1 適用範囲	『天井材』表記の変更	
16	建具工事	16.12	16.12.3 材料 16.12.3 16.12.3. 3 表 16.12.4 16.12.4. 1 表 16.12.4 見込寸法・一般工法その他 16.12.5 建具別工法	木製建具 使用樹種の追記 木製建具 合板の板厚の修正 木製建具 見込寸法の修正 木製建具 塗装方法について追記 木製建具 丁番の個数について修正
19	塗装工事	19.1	19.1.11 19.1.11.1 表	19.1.11.1 表 の、せっこうボード面及びその他素地ごしらえの見直し ○仕様 No.5、No.6、No.7、No.8 の見直し
20	内装工事	20.2	20.2.1 材料	20.2.1.1 表のフローリングボードで寸法欄の板厚、板幅、長さを見直した
	20.3	20.3.4 工法	e で施工時の環境について JASS26 と整合を取った	
	20.5	20.5.1 材料	f として品質について耐動荷重性において接地面積当たりの接地荷重を考慮することを追記した	
	20.9	20.9.1 材料	a で防火性能を特記するよう追記	